

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表(第1-2表)

〔平成11～16年度追加分〕

① 公表対象となった事業場にこれまで従事したことのある方々に役立ていただく一覧表

(建設事業)

番号	局名	署名	事業場名	石綿ばく露作業状況	労災認定件数				石綿取扱期間		現在の取扱い状況	特記事項
					肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	年から	年まで	現在使用中 石綿使用中 事業場廃止	
56	北海道	札幌東	(有)北都工機	石綿が使用された建物内及び周辺での各種機械の搬入、搬出、据え付け作業の際に、同一場所において配管・空調設備工事が行われていた場合もあり、これによる石綿の間接ばく露の可能性があったもの			1	1	—	—	—	
57	東京	上野	(株)藤塚工務店	石綿の吹き付け作業	1				—	—	事業場廃止	
58	東京	亀戸	(株)ヤマゲン	石綿の吹き付け作業			1		—	—	—	
59	神奈川	鶴見	(有)増田製作所	石綿等を直接取り扱う作業の周辺等において間接的なばく露を受ける可能性のある作業			1		—	—	事業場廃止	
60	神奈川	鶴見	西松建設(株)	石綿が含まれている保温材等を取り扱う作業の周辺において、間接的なばく露を受けた。			1		—	—	—	
61	神奈川	川崎南	(株)土屋住宅	石綿等を直接取り扱う作業の周辺等において間接的なばく露を受ける可能性のある管理業務			1	1	昭和55年	平成10年	石綿使用中止	出張業務であるため事業場内での取扱いなし。他の事業場での作業歴あり
62	神奈川	厚木	池田工業所	外壁モルタル材料に石綿混入作業	1	1			昭和35年	昭和50年	石綿使用中止	
63	新潟	高田	(株)高館組	石綿製品(スレート)の切断等の加工作業			1	1	—	—	—	
64	長野	長野	長野日アス(株)	石綿吹き付け作業	1	1			昭和39年	—	事業場廃止	

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表(第1-2表)

〔平成11～16年度追加分〕

① 公表対象となった事業場にこれまで従事したことのある方々に役立っていただく一覧表

(建設事業)

番号	局名	署名	事業場名	石綿ばく露作業状況	労災認定件数				石綿取扱期間		現在の取扱い状況 〔現在使用中 石綿使用中 事業場廃止〕	特記事項
					肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	年から	年まで		
65	長野	長野	ニチアスセラテック(株)	石綿吹き付け作業等	2	2	1	1	昭和34年	昭和61年	石綿使用中止	
66	長野	上田	(有)清水電設	石綿製品の切断等の加工作業			1	1	—	—	—	
67	大阪	大阪南	(有)西都電設	石綿等を直接取り扱う作業の周辺等において間接的なばく露を受ける可能性のある作業(工事現場の監督等)			1	1	—	—	—	
68	大阪	北大阪	(株)大月工務店	石綿製品が用いられている船舶等の補修又は解体作業			1	1	—	—	平成11年10月31日事業場廃止	
69	大阪	茨木	摂津風呂住設店	石綿が使用されていた煙突の解体等作業における石綿ばく露			1		—	—	—	事業場での取扱いなし
70	兵庫	神戸東	鈴木断熱工業(株)	石綿製品を用いて行う断熱等のための被覆等又は補修作業			1	1	昭和32年	昭和48年	石綿使用中止	
71	兵庫	尼崎	(株)清水組	石綿製品が建材等として用いられている建物等の補修又は解体作業	1	1			—	—	—	他の事業場でも石綿ばく露あり
72	兵庫	加古川	(株)阪神	石綿等を直接取り扱う作業の周辺等において間接的なばく露を受ける可能性のある作業			1	1	—	—	—	
73	奈良	奈良	ほそかわ(株)	石綿製品の切断等の加工作業			1	1	昭和47年	平成12年	石綿使用中止	

石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表(第1-2表)

〔平成11～16年度追加分〕

① 公表対象となった事業場にこれまで従事したことのある方々に役立ていただく一覧表

(建設事業)

番号	局名	署名	事業場名	石綿ばく露作業状況	労災認定件数				石綿取扱期間		現在の取扱い状況	特記事項
					肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	年から	年まで	現在使用中 石綿使用中 事業場廃止	
74	岡山	岡山	(株)オームラ	建築物の耐火内装工事の施工管理			1		昭和48年	平成4年	石綿使用中止	他の事業場での石綿ばく露作業あり
75	岡山	倉敷	川鉄電設(株)	電気工事に伴う石綿含有物の除去作業等			1	1	—	—	—	出張業務のため事業場内での取り扱いなし。元請として保険番号を使用。
76	岡山	倉敷	東海電機(株)	石綿等を直接取り扱う作業の周辺等において間接的なばく露を受ける可能性のある作業			1	1	—	—	—	建設現場での間接ばく露
77	広島	福山	(株)品川メンテナンス	石綿製品(成型品)を用いて行う断熱のための補修作業	1	1			昭和45年	昭和53年	石綿使用中止	石綿取扱量はごく少量
78	愛媛	伊予三島	(株)渡辺工務店	石綿製品が建材等として用いられている建物等の補修又は解体作業			1		—	—	—	他の事業場での石綿ばく露作業歴あり
79	福岡	福岡中央	(有)宮澤建築工業	石綿ボード加工作業	1	1			昭和57年	平成5年	石綿取扱い中止	出張先の現場で取り扱っていたものであり、事業場内での取扱いはない。

(注意)

(1)建設業の事業場の場合には、通常、その事業場の所在地(事務所)と異なる場所(現場)で石綿作業が行われており、公表対象となった事業場の所在地は、石綿の飛散のおそれのない場所であることに留意する必要がある。

(2)建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労するなかで石綿作業に従事しており、とりわけ石綿作業においては30年～40年もの潜伏期間の後に疾病が発症することから、最後に石綿作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定を行うよう処理している。そのため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はわずかであったにもかかわらず、その現場を持つ事業場として公表対象となった事業場があることに留意する必要がある。

(3)「石綿取扱期間」「現在の取扱いの状況」の欄の「—」表示は詳細不明の意味である。